

平成25年度長崎地方裁判所委員会（第1回）議事概要

日 時 平成25年9月25日（水）午後1時30分～午後3時30分

場 所 長崎地方裁判所

出席者

（委 員）石井精二、大橋絵理、黒岩秀文、重富朗、田渕徹郎、中嶋美暢、
波多野徹、藤野晃俊、矢永啓助、横田信之（五十音順、敬称略）

（事務担当者）伊藤事務局長、請園民事首席書記官、東刑事首席書記官、
摩尼総務課長

議事要領

第1 開会

第2 委員長あいさつ

第3 新委員紹介

第4 前回までの委員会の意見を踏まえた裁判所の取組についての報告

裁判所、検察庁、弁護士会が主催して8月27日に実施したジュニアロース
クールについて報告した。

第5 協議

（以下、発言者は、□：委員長、○：委員、■：事務担当者と表示）

裁判所からの情報発信の在り方について

長崎地方裁判所事務局の摩尼総務課長が、これまでの裁判所からの情報
発信として、裁判所ホームページ及びそれ以外の広報活動について紹介し
た上で協議に入った。

【裁判所のホームページについて】

○ 裁判所のホームページは検索しやすいと感じた。しかし、例えば、裁判
例を検索して、容易に目的の裁判例に辿り着いたとしても、一般の方にと
っては、判決文そのものが分かりづらい。判決文を何らかの形で説明する

など、発信方法を工夫しないと、一般の方にとっては辿り着いた後の理解が難しいと感じた。

- 刑事事件では、判決文自体ができるだけ分かりやすくする取組みを行っているが、まだまだ分かりづらいものもあり、課題の一つであると思う。
- ホームページは、各裁判所で自由に作成できるのか。
- 各裁判所で自由に作れるわけではなく、全国共通のフォーマットに各裁判所の情報を掲載している。
- 長崎市役所では、ホームページの開設を専門の業者に委託したが、それ以降は広報課の担当者が作成している。また、各課でも作成できるようにマニュアルを整備している。市民に分かりやすいように写真を載せたり、戸籍や住民票などの各種申請手続きがスムーズに出来るように、色々なページにリンクさせるなどの工夫している。
- 新聞も分かりやすさを心掛けている。しかし、インターネットの場合は少し事情が違っている。ネットは、見出しからニュースに誘導してアクセス数を増やすようにしている関係で、見出しだけでは内容が分からないようにして、かつ、中を開いて見たくなるような見出しにする工夫をしている。
- テレビ局の場合、ホームページを番組宣伝ツール、事業宣伝ツールとして活用している。また、テレビのdボタンでも、ニュースなどネットの情報を配信している。
- 税理士会のホームページは、お知らせ的な内容が多い。
- 商工会議所の場合、その外郭団体が作っているホームページは、企業や商店の商品の売り込みが主になるので、クレームに繋がらないように、相手に言葉を正しく伝えるよう気を遣っている。裁判所のホームページを見たが、裁判員関連のページはイラストを使うなどして分かりやすかった。一方で、ページ数が多くなるものがあったり、リンクを繰り返すうちに何

を調べているのか分からなくなることもあった。企業の場合は、アクセス数を増やす方策を考えなければならないが、裁判所の場合は、興味のある人や関係者しか閲覧しないと思うので、裁判所を利用する人に分かりやすい言葉で表現してほしいと思う。

- 最高裁のホームページには英訳があるが、将来的には中国語訳や韓国語訳も必要なのではないかと感じた。また、フランスの裁判所のホームページを調べたところ、「〇〇便り」というような形で一般向けの話題を1年に3回くらい掲載していたり、リンクではなく裁判所のホームページ内に弁護士コーナーを開設したりしており、裁判所の利用者にとって有用だと感じた。さらに、確認はできなかったが、ネット上で裁判を公開しているようである。
- 檢察庁のホームページは全国統一的なものではなく、各検察庁が独自に作っている。公益の代表者として、例えば、被害回復給付金支給制度など、検察庁のホームページを見るであろう人のニーズに応える範囲で情報を提供している。裁判所も、民事裁判は手続案内など分かりやすく情報を提供することが必要だと思うが、刑事裁判に関しては、市民が積極的に利用する場面が少ないので、情報発信の使い分けが必要だと思う。
- 弁護士会はホームページの作成を外注している。ホームページを見る市民が知りたいのは、各弁護士の専門分野や実績などではないかと思うが、そのような情報は掲載していない。弁護士は、それぞれの事務所のホームページで特色をアピールしているのではないかと思う。

【ホームページ以外の情報発信について】

- 裁判所が広報活動の一環として実施している「子ども模擬裁判」を見学したが、クイズに対する正解率が高いことに驚いた。保護者も子ども達も裁判所に対する関心が高いのだと感じた。子ども達にこのような体験をさせることはとても良いことだと思ったので、今後も続けてほしいし、でき

るだけ多くのお子さん達に体験してほしいと思った。

- 1980年代の裁判所は閉ざされている印象だったが、「子ども模擬裁判」を見学して、裁判所が自ら情報発信していることに感激した。また、参加しているの子ども達の積極性にも感動した。裁判所を身近な存在にすることを目的の一つとしているのであれば、子ども達をターゲットにすることは極めて良いことだと思った。
- 税理士会では、小中学生を対象とした租税教育に積極的に取り組んでいる。また、高齢者に対する知識付与のため、老人会などへの講師派遣も行っている。裁判所も、老人会や公民館などに出向いて相談会を実施すればいいのではないかと思う。
- 市役所も出張講座を行っている。出向いて行くシステムは、裁判所広報にも有用だと思う。
- 公民館のカルチャースクールに出向いたり、学校のPTAを対象として介護や相続の問題を取り上げるといいのではないかと思う。
- 裁判所では、昨年は、大学に出向いて模擬調停を行った。今年は、地区的公民館に出向いて模擬調停を行う予定である。すべての公民館に出向くことはできないので、マスコミにも協力をお願いし、広く報道していただき、調停制度を一般市民に知っていただきたい。マスコミ報道をきっかけとして、インターネットを使えない人たちに対しても、諸制度の認知度が上がればと思う。
- マスコミとしても、裁判所からの情報発信に協力し、その情報を分かりやすく伝えることで、我々の社会的役割を果たすことになると思う。マスコミをどんどん活用していただきたい。
- 裁判所からの情報発信は、誰に向けてどんな情報を発信するのかが曖昧なのではないかと感じる。裁判所が身近である必要はないという意見もあるだろうし、開かれた司法だとか、司法制度に対する理解を深めてほしい

のであれば、その必要性を説明できるようにならなければと思う。

- その点は非常に重要な点だと思う。ニーズという観点からいうと、裁判所に対しては、日々様々な問い合わせがある。今後は、それらを整理して、本当に必要な情報が何であるのかを検討する必要があると思う。
- 市役所では、不特定多数の方を対象としたアンケートで満足度調査を実施し、内部委員会で検討している。色々な意見が出るので、ニーズを知る方法の一つとして有効だと思う。.
- 地裁委員会では、何庁かアンケートをテーマにしているが、長崎地裁でも利用者を対象としたアンケートをやってみてはどうか。
- 様々なご意見をうかがったので、裁判所としても、引き続き検討していくたい。

第6 次回期日及び協議テーマについて

(1) 次回期日

平成26年2月28日（金）午後3時から午後5時まで（予定）

(2) 次回協議テーマ

未定（後日、DV事件を中心に民事関係の中から決定する。）